

(原議)

昭和四十七年一月一三日起案  
昭和四十七年一月一三日決議  
主査

長官 第一部長  
参事官  
参事官補

次長 了 総務主幹

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から防衛庁に

対し提出要求のあつた標記の資料(別添)について、

同庁から委員の見解を求められたに、検討したとこ

内閣法制局

ろ、委員に於いて辨に異を申し立てるに及ばざると考  
えるが、いかに。

御高教を仰ぎます。

(案)

参議院水口宏三議員要求資料

防衛庁  
47.10.14

自衛行動の範囲

- 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと)に該当する場合には限られると解している。
- わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要限度において、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このよう

観点から、一応、<sup>いわゆる</sup>「海外派兵」とは、<sup>一般的にいえば</sup>「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。

4 わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合において是非を座して自滅を待たせしということが、憲法の趣旨とすべきところとは解し得ず、そのような攻撃を防ぐのに必要を得ない必要最少限度の措置をとること。たとえば、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるというべきことである。

5 さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうあるかを明確にされたいとのご趣旨かと思われるが、現実の事態においては、事は法範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段・態様等により千差万別であり、限られた条件のみを仮設して論ずることは適当でないと思われる。一応、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれるので、国会のご審議を願うという手段が用意されており、最終的には内閣総理大臣が判断すべきこと

~~であり、また、さらに防衛出動の後における戦闘状態においては、具体的な状況に応じて適切な自衛行動がとれるものと思われるため、現段階において憲法論としては抽象的な原理・基準ではあるを得ないものと考えられる。~~

# 防衛庁政府見解（国会提出資料）

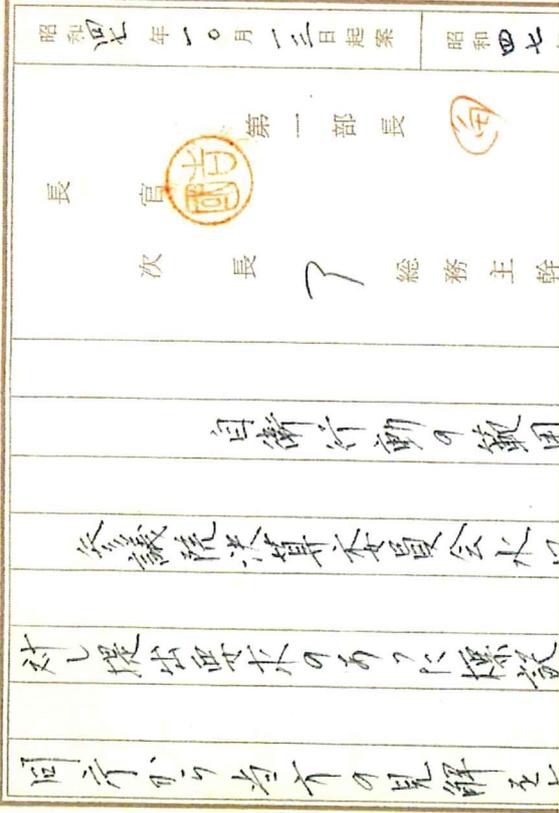
471014

## 自衛行動の範囲について

- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最少限度の武力行使にとどまらばこと）に該当する場合に限られると解している。
- 2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であつても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえませんが、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができると解している。
- 3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものである。このような観点から、一応、「いわゆる海外派兵とは、一般的に言えば、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。
- 4 わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合においてもなお座して自滅を待つべしといふことが憲法の趣旨とするところとは解し得ず、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最少限度の措置をとること、尤くは、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるといふべきものである。
- 5 さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうであるかを明確にされたらいいとのご趣旨かと思われ、現実の事態においては、事は広範にわたる、そのときの国勢、武力攻撃の手段、態様等により千差万別であり、限られた事件のみを仮設して論ずることは適当でないと思われ。一方、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれるので国会のご審議を願うという手段が用意されており、現段階において憲法論としては加象的な原理・基準でやむを得ないものと考えられる。

# 防衛庁 政府見解

(内閣法制局10月13日協議決裁)

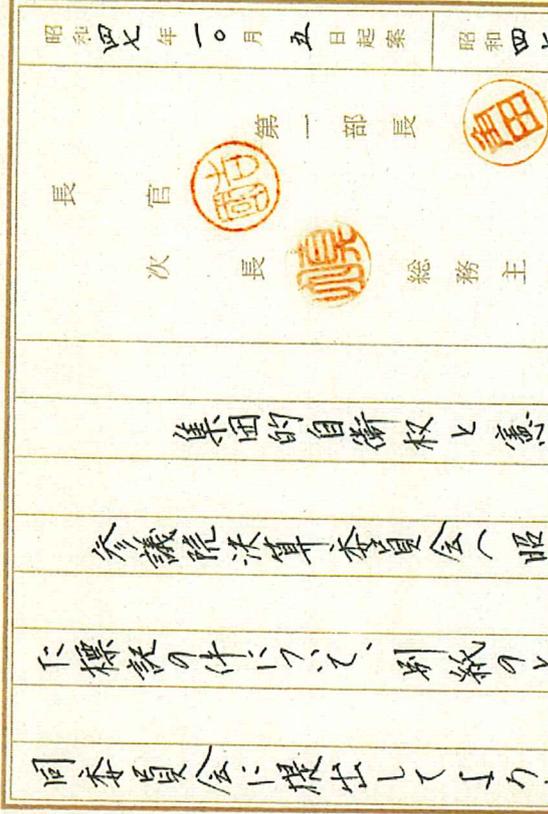


参議院水口宏三議員要求資料  
自衛行動の範囲  
防衛庁  
47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略))に該当する場合に限られると解している。

# 昭和47年政府見解

(内閣法制局10月7日決裁)



わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

同盟国に対する～

読み替え!

7.1 閣議決定

## 「読み替え」を全否定

2016年(平成28年)  
9月19日  
月曜日  
敬老の日



第3種郵便物認可

# 社説

Editorials

## 安保法1年

## まだ「違憲」のまままだ

1年前のきょう未明、全国各地での反対行動のなかで、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法が成立した。

「違憲法制」との批判に対し、安倍首相は「これから粘り強く説明を行っていきたい」と語った。だが、その後の姿勢はその言葉とはほど遠い。

野党5党が国会に提出した廃止法案の審議に与党は応じなかった。夏の参院選でも首相ら与党幹部の言及は限られた。

一方で、自衛隊は安保法による新任務の訓練を始め、政府は着々と運用に動きだしている。

この1年、北朝鮮は核実験やミサイル発射を重ね、中国の軍拡や海洋進出も続く。日本周辺の情勢をみれば、安全保障環境は厳しさを増している。

だが安保法の違憲の疑いは、1年たったからといって晴れるわけではない。参院選で与党が

勝っても、廃止を訴えた野党が負けても合憲にはならない。

安保法については違憲訴訟が続いている。自衛隊は世論の後ろ盾を欠いたまま任務の遂行を求められる。そんな事態は避けねばならない。

なぜ「違憲」なのか。国会審議をおさらいしておく。

政府は一貫して「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との立場をとってきた。2年前に一転して「行使できる」と唱え始めたときの論拠は、集団的自衛権と憲法との関係を整理した1972年の政府見解だ。

ところが、この見解の結論は「集団的自衛権は行使できない」なのだ。その文章を変え、ことなく、解釈を百八十度ひっくり返した。

理由を問う民進党の小西洋之参院議員らに、内閣法制局長官は「(見解の中)に行使容認の

法理としては当時から含まれていた」などと答えた。

けれど、72年以降の歴代政権も内閣法制局幹部も「行使はできない」と答弁し続けてきた。昨夏の週刊朝日の取材に、72年当時の幹部は「これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていないかった」と語っている。

政府の説明は説得力を欠く。安保法の成立時に、安倍首相は「時がたてば間違はなく理解は広がっていく」と述べた。

だが、朝日新聞の今春の世論調査では、安保法が憲法違反と思う人は50%、違反していないと思う人は38%。安保法に賛成の人は34%、反対は53%。国民は納得していない。

政府が安保法の運用に向かうなか、臨時国会が26日に始まる。憲法審査会でも他の委員会でもいい。与野党は安保法を改めて論じあうべきだ。

2016・9・19

# 東京新聞

中日新聞東京本社  
東京都千代田区千代田二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211

安保保障関連法の成立から一  
年。「憲法立法」の疑いは消え  
ず、既成事実化だけが進め。戦  
後日本の平和主義とは何か。そ  
の原点に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れる混乱の  
中、安倍政権が委員会採決を強行  
し、昨年九月十九日に「成立」し  
たと強弁する安保関連法。今年三  
月に施行され、参院選後の八月に  
は自衛隊が、同法に基づき新たな  
任務に関する訓練を始めた。

政権は既成事実を積み重ねよう  
としているのだが、その土台  
が揺らいでいけば、いつかは崩れ  
てしまう。その土台とは憲法。日  
本国憲法である。

## 他衛認めめ政府解釈

七月の参院選では、安保関連法  
の廃止と立憲主義の回復を訴えた  
民進、共産両党など野党側を、自  
民、公明両党の与野党が圧倒した  
が、そのことをもって、安保関連

2016・9・20

## 社説

法の合憲性が認められたと考える  
のは早計だ。同法には、「数の力」を理由と  
して見過ごすわけにはいかない違  
憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を  
守ったり、他国同士の戦争に参加  
する「集団的自衛権の行使」に該  
当する部分が盛り込まれている。  
安倍内閣が二〇一四年七月一日  
の閣議決定に基づいて

自ら認めたものだが、  
歴代内閣が長年にわた  
って憲法違反との立場  
を堅持してきた「集団  
的自衛権の行使」を、  
なぜ一内閣の判断で合  
憲とすることができなのか。

憲法の法的安定性を損ない、戦  
後日本が貫いてきた安保政策の根  
幹をゆがめる、この批判は免れま  
い。成立から一年がたっても、多  
くの憲法学者や専門家が、安保関  
連法を「憲法違反」と指摘し続け  
るのは当然である。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の  
行使を認めているとは言えないの  
か、あらためて検証してみよう。

### 血肉と化する専守防衛

戦後制定された日本国憲法は九  
条で、戦争や武力の行使、武力に  
よる威嚇について、国際紛争を解  
決する手段としては永久に放棄す  
ることを定めている。

ある自衛隊を持つには至ったが、  
自衛権の行使は、日本防衛のため  
の必要最小限の範囲にとどめる  
「専守防衛」を貫いてきた。

自国と密接な関係にある外国に  
対する武力攻撃を、自国が直接攻  
撃されないにもかかわらず、  
実力で阻止する集団的自衛権につ  
いては、主権国家として有してい  
るが、その行使は専守防衛の範  
疇を定めている。

# 違憲性は拭い去れない

## 安保法成立1年

これは、日本国民だけで三四十  
万人の犠牲を出し、交戦国にとど  
まらず、近隣諸国にも多大な犠牲  
を強いた先の大戦に対する痛切な  
反省に基づき、国際的な宣言と言  
うべきであろう。

その後、日米安全保障条約で米  
軍の日本駐留を認め、実力組織で  
日本の「国のかたち」でもある。

しかし、安倍内閣は日本が直接  
攻撃されていないにもかかわらず  
存立が脅かされ、国民の生命自由  
および幸福追求の権利が根底から  
覆される明白な危険がある場合」  
には集団的自衛権の行使が可能だ  
と憲法を解釈変更していった。

その振動とするのが、内閣法制  
局が一九七二年十月十四日に参院  
決算委員会に提出した資料「集団  
的自衛権と憲法との関  
係」だ。

### 安倍内閣は、自衛権

行使の要件として挙げて  
いる「外国の武力攻  
撃」の対象から「わが  
国」が抜けていること  
に着目。攻撃対象が他国であって  
も、自衛権を行使できる場合があ  
ると解釈し、「法理」としてはま  
る(七二年)当時から言われてい  
る(横倉裕介内閣法制局長官)  
と強弁している。

しかし、それはあまりにも乱暴  
で、粗雑な議論である。当時こ

の見解作成に関わった人は、集団  
的自衛権を想定したものではない  
ことを証言している。

国会での長年にわたる議論を繰  
りかえり、一内閣による恣意的な  
解釈が認められないのは当然だ。  
それを許せば、国民が憲法を通じて  
権力を律する立憲主義は根底から  
覆る。安倍内閣の手法は、歴史  
の検証には到底、耐えられない。

### 憲法の危機直視せよ

日本の安保政策を、専守防衛と  
いう本来の在り方に戻すには、集  
団的自衛権の行使を認めた閣議決  
定を撤回し、安保関連法を全面的  
に見直す必要がある。

安倍政権は、自民党が賛成と  
してきた憲法改正に向けて、衆参両  
院に置かれた憲法審査会での議論  
を加速させたい意向のようだが、  
政府の恣意的な憲法解釈を正すこ  
とが先決だ。与野党ともに「憲法  
の危機」を直視すべきである。

出典：国会図書館提供資料（平成28年9月20日  
東京新聞社説）より小西洋之事務所作成  
平成29年3月8日 参議院予算委員会  
民進党・新緑風会 小西洋之

連続核心評論

2016 選択

< 4 >

この2年間いろいろ考えたが、いまだに、ふに落ちないことがある。集団的自衛権行使に道を開き、国会で昨年採決が強行された安全保障法制の大本をなす2014年7月1日の閣議決定だ。

小限の自衛権行使が可能と指摘。ただし、集団的自衛権は許されないと明確に結論付けた。

れるとの新解釈を打ち出し、衛権」の行使は憲法上可能だと主張した。

方程式の変数が違えば解もおのずと異なると言わんばかりに、72年見解の「基本的な論理」に「安全保障環境の變化」という新たな「変数」をはめ込み、全く逆の結論を導き出したのだ。

安倍政権が最大のよりどころとしてきた72年見解の作成に内閣法制局第1部長として当時携わり、後に法制局長官も務めた角田礼次郎氏(95)に最近会い、「72年見解にある『外国による武力攻撃』の対

# 崩される「立憲主義」

## 危機感持って投票を

この閣議決定やその後の政府答弁が集団的自衛権行使容認の根拠とするのは、1972年10月に内閣法制局がまとめた政府見解(72年見解)だ。

しかし安倍政権は、72年見解の「基本的な論理は維持する」とする一方、「日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」と強調。他国への武力攻撃でも状況次第では「日本の存立を脅かすことも現実起こり得る」として、集団的自衛権行使は許さ

憲法学者など法律のプロは「牽強(けんきょう)付会」と非難の声を上げたが、政府は閣議決定を擁護し続け、72年見解にある「外国の武力攻撃」の対象には同盟国も含まれるとの認識も表明。米軍が攻撃され「急迫、不正の事態」に至れば、「限定的な集団的自

象には米国などの同盟国も含まれるのか」とストレートに聞いてみた。

「(攻撃対象は)日本のこと。同盟国のことは考えてなかった」。角田氏の答えは明快だった。

北朝鮮の核やミサイルの脅威、軍事力を背景にした中国

72年見解は、憲法は「必要な自衛の措置」を禁じていないとし、「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態」には必要最

も現実起こり得る」として、集団的自衛権行使は許さ

「急迫、不正の事態」に至れば、「限定的な集団的自

憲法の前には与党も野党もない。改憲を行いたければ、姑息(こそく)な手段を選ぶべきではない。国民に真正面からその是非を問う王道を歩むべきだ。かつてない危機感を持って1票を投じなくてはならない。(共同通信編集委員 太田昌克)

# 自衛隊員の服務の宣誓

## 宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、

一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。